

2013年 1月31日

広島大学長
浅原 利正 様

広島大学教職員組合
執行委員長 西田 恵哉



附属東雲小学校の常勤教員配置等について

貴職の日頃の奮闘と当組合活動へのご理解・ご協力に敬意を表します。

さて、平成25年1月15日付けで「附属東雲小学校の常勤教員体制等に関する要求書について(回答)」をいただきましたが、それに先立って行なった2012年12月20日団体交渉も踏まえ、下記を要求します。

記

【要求事項の扱いについて】

「1. 附属東雲小学校の特別支援学級を担当する常勤教員数について」については、貴職における2014年度(平成26年度)に向けた附属東雲小学校常勤教員体制等検討時の交渉事項としますので、当該常勤教員体制等検討時に文書での回答を求めます。なお、当該回答の具体的時期は、当組合と貴職との間で十分な交渉時間が設定できるものとして下さい。

「2. 附属東雲小学校教員等の過重労働の防止について」については、附属東雲小学校教員及びその他の附属学校園教員の過重労働防止に向けた貴職の今後の対策を2013年3月4日までに文書で回答して下さい。

1. 附属東雲小学校の特別支援学級を担当する常勤教員数について

附属東雲小学校の特別支援学級を担当する常勤教員数は4名とすることを要求します。

【理由説明】

貴職は、平成24年12月5日付け「附属東雲小学校の常勤教員配置に関する要求書について(回答)」において、「国立附属学校の教員定数は、その算定について直接定めたものはないことから、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(以下「標準法」という。)を準用して算出しています」と回答し、また、上記団体交渉においても同様の説明をされましたが、しかしながら、貴職における特別支援学級に関する当該標準法の準用については、その趣旨を踏まえない不適切なものと言わざるを得ません。

「準用」とは、自らについてそれ自体として直接に規定されていないが、その趣旨と考え方を標準として踏まえ、自らへ適用することを意味します。

既に指摘しましたが、標準法の「特別支援学校教職員定数の標準」に関する第11条第1項によれば、小学校の「三学級の部」の場合は学級数に「1.583」を乗じて得た数を「教

頭及び教諭等の数」の標準としています。したがって、3学級の場合は $3 \times 1.583 = 4.749 \rightarrow 5$ 人（標準法第7条第1項第1号「一未満の端数を生じたときは、一に切り上げる。以下同じ。」）が教頭及び教諭等の人数となり、教頭を除いた担当常勤教員数は4名になります。

標準法における特別支援学校の教職員定数に関するこの特別の規定は、他の「普通学校」と比べてより多くの教員時間数をもって対応する必要がある故に設けられているものです。この「より多くの教員時間数をもって対応する必要」は、「普通学級」と比べた特別支援学級においても変わるところはありません。

然るに、貴職においては、特別支援学級の常勤教員配置に関してこの特性に基づく何らの考慮も為されていません。

標準法の趣旨と考え方を踏まえたとき、3学級の特別支援学級を担当する常勤教員数は4名とすることが標準法を適切に準用することであり、必要人数になります。

また、以下の3でも述べるように、附属東雲小学校教員の労働実態は非常に過重・過酷なものとなっています。貴職における標準法の不適切な準用は、使用者として取り組むべき過重労働の防止ではなく、逆に、過重労働を促進するものです。特別支援学級を担当する常勤教員の配置については、附属東雲小学校教員の労働実態を前提とすることが不可欠であり、その過重労働を軽減する視点に立たなければなりません。

2. 附属東雲小学校教員等の過重労働の防止について

厚生労働省による労災認定の際の「脳・心臓疾患の認定基準」では、「発症前1か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね45時間を超える時間外労働が認められない場合は、業務と発症との関連性が弱いが、おおむね45時間を超えて時間外労働時間が長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まる」、「発症前1か月間におおむね100時間又は発症前2か月間ないし6か月間にわたって、1か月当たりおおむね80時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強い」と述べています。

2011年11月に実施した附属東雲小学校教員の労働実態調査結果では、教諭の1人当たり1カ月の平均時間外労働時間数は100時間を大きく超えたものとなっています。この平均時間外労働時間数は、文部科学省が2006年に行なった全国公立小学校教員勤務実態調査結果における1人当たり1カ月の平均時間外労働時間数と比べてもはるかに多いものです。

つまり、附属東雲小学校教員の労働実態は、いつ種々の労働災害や健康障害が発生しても不思議ではないほど過重・過酷なものと言えます。また、この過重・過酷な労働実態は、その他の附属学校園の教員においても変わるところはありません。

使用者は過重労働による労働災害や健康障害を防止する責務を負っており、附属東雲小学校教員及びその他の附属学校園教員の時間外労働削減に向けた貴職の積極的な取り組みを求めます。

以 上